

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 くらしの安全安心課

法令名	計量法	法令の番号					
不利益処分の種類	計量証明事業者に対して適合命令	根拠条項	第111条				
処分基準	<p>○計量証明事業者が、第109条各号に適合しなくなったと認めるときは、その計量証明事業者に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>法第109条</p> <p>一 計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>二 事業区分に応じて経済産業省令で定める計量士又は経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有するものが当該事業に係る計量管理を行うものであること。</p> <p>三 特定計量証明事業のうち適正な計量の実施を確保することが特に必要なものとして政令で定める事業であっては、認定を受けていること。</p>						
	対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	くらしの安全安心課	交付機関	くらしの安全安心課	目次 NO